

■正誤表

平野裕之著『コア・テキスト民法〔エッセンシャル版〕第2版』におきまして、下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
1	39	5-6 行目	電子消費者契約及び電子承諾に関する民法の特例に関する法律	電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律
1	88	1-16-36 最終行	時効完成	除斥期間の満了
1	112	上から3行目	所有者が	所有者から
1	118	2-5-1 4行目	司法書士に限り、	削除
1	170	2-14-20 8行目	最判昭6・11・27	大判昭6・11・27
1	174	2-15-12 下から2行目	建物を	建前を
1	186	2-16-41 5行目	持分の売買	持分の有償譲渡
1	295	3-18-27 2行目	③葬式の費用、④日用品の供給	③子の監護の費用、④葬式の費用、⑤日用品の供給
1	306	4-2-48 最終行	選択権…権利が移転	選択債権…変更権が移転
2	338	4-8-16 3行目	……なりえないものではない」	……なりえないものと解するのが相当である」
1	360	4-12-8 最終行	予見可能	予見可能性
1	367	4-14-2 4-9 行目	……の準用)。相殺（434 条の準用）と混同（435 条の準用）は、428 条による準用により絶対効が認められる。それ以外は、1 人の債権者について生じた事由は相対効の原則が適用される（435 条の 2 の準用）。更改と免除については、連帯債権ではその債権者に「分与されるべき利益に係る部分」の限度で絶対効が認められているが（433 条）、不可分債権では給付が不可分なので、相対効とされている（429 条）。この結果、……	……の準用)。不可分債権には連帯債権の規定が準用され（428 条）、435 条の 2 の準用により相対効が原則となる。433 条及び 435 条は準用から排除されているので（428 条括弧書き）、更改、免除及び混合も相対効となり、相殺のみが 434 条の準用により絶対効となる。1 人の不可分債権者についての更改や混同は相対効とされる結果、…
1	402	4-18-25 最終行	（原債権）	削除
1	403	4-19-2 5行目	①債務者と引受人との契約	①債権者と引受人との契約
1	480	5-11-5 見出し	② 使用者の倒産	② 使用者の破産
1	509	5-16-7 3-4 行目	解除が認められている	解除を認めるものがある
1	555	6-5-31 2行目	キセル客のために特別に電車を運行したのであり	キセル客の有無にかかわらず
1	637	7-3-14 3行目	子は X に対して	子 X は Y に対して

1	652	7-4-8 3行目	父母の父方	父母の双方
1	677	8-1-6 5行目	8-1-5の②	8-1-5の②
1	681	9行目	有恕	有恕
1	704	8-6-2	相続財産の管理人	相続財産の清算人
1	705	8-6-3, 8-6-4, 8-6-5, 8-6-7	相続財産の管理人	相続財産の清算人